

地方財政制度の選択と地方分権に関する研究*

白 木 智 昭

目次

- 1.はじめに
- 2.本論におけるアプローチ及び前提とする制度・概念
- 3.地方分権のもとでの財政調整の効果
- 4.地方財政制度と財政調整の関係
- 5.中央集権のもとでの財政調整の効果
- 6.財政制度の選択と地方分権
- 7.おわりに

1.はじめに

この論文の目的は、中央と地方における財政関係、すなわち「分権化の程度」が、地方財政に対する中央統制にどのような影響をもたらすのかということを示そうとするものである。

そこで本論では、中央統制の影響が端的に表出する制度である地方間の「財政調整」に着目して分析を行う。中央政府がイニシアティブを有する「財政調整」が、地方自治体の財政行動に及ぼす影響を明らかにすることで、例えばわが国のように中央集権化された地方財政制度が長期にわたって維持されている要因の一端を明らかにできると考えている。

特に「分権化の程度」については、その差異を明確にするため、「連邦制」のように完全な形で地方分権が成立している地方財政制度と、わが国のような中央集権的な地方財政制度とを取り上げる。そして、両タイプの国において想定される極端なケースを想定し、財政調整を通じた中央統制の影響を比較検討する。

まず2節では、本論におけるアプローチを明示するとともに、前提とする制度及び概念を整理する。

続いて3節では、完全な地方分権が成立している地方財政制度のもとで、財政調整が実施された場合の効果を考察するとともに、そのメカニズムの本質を示す。

さらに4節では、前節で想定した制度とは対照的な中央集権的な地方財政制度のもとで行われる財政調整が、地方財政に対する中央統制を強化するプロセスを解明する。

そして5節では、3節のモデルを修正し、わが国のような中央集権地方財政制度のもとで実施される財政調整の効果を検討する。特に財政調整が、その配分基準や配分方法の操作を通じて中央統制を強化し、中央政府の企図する計画の実現を地方団体に徹底させる手段になることを示す。

*この論文は、白木(2015)をもとに加筆修正したものである。

最後に6節では、前節までの検討を踏まえ、現実の地方財政制度とその選択に関わる政治過程を考察し、地方分権の実現に向けたわが国の課題を、政治経済学的な観点から検討する。

2. 本論におけるアプローチ及び前提とする制度・概念

(1) 本論におけるアプローチ

中央政府と地方政府（地方自治体）との間での財政調整に関する研究は、政府間の一般的な補助金の配分について検討したBuchanan (1950), Musgrave (1961) 等の古典的研究に始まる。

わが国においても、どのような場合に財政調整が必要とされるのか、個人に対する所得再分配との関係はどう整理されるのか、望ましい調整規模はどの程度であるのかといった、財政調整制度のあり方に関する理論的な研究が進められてきた。

そうした視点での主な研究としては、林 (1999)、三井 (2002)、佐藤 (2006)、持田 (2007)、麻生 (2009)、宇田川 (2010) 等がある。

林 (1999) は、地方交付税制度の改革が地方自治体の財政行動に与える影響を検証し、地方分権の推進は財政調整制度の改革を伴って初めて実現可能であることを指摘している。

三井 (2003) は、連邦制経済に関する理論モデルに基づき、地方財政調整制度が存在することにより過密・過疎が促進される可能性を明らかにし、その弊害を指摘している。

佐藤 (2006) は、公共政策は政治家、官僚、地方自治体等のステイク・ホルダーによる「ゲームの均衡」として実現することから、財政移転制度の改革は政治ゲームのルールの変更として捉えるべきであるとしている。

持田 (2007) によれば、わが国の政府間財政は、中央政府が地方自治体に多くの事務を義務付けておきながら十分な財源を与えず、財源保障を通じて中央政府がコントロールを行うことに力点を置いた制度であると指摘している。

一方、麻生 (2009) は、Buchanan (1950) の議論に触れながら、財政調整制度のあり方を論じる際には、便益や負担は個人に帰着すること、効率性と公平性の両面からの評価が必要であること等に注意すべきであるとしている。

また、宇田川 (2010) は、Buchanan (1974) のモデルに修正を加え、政治制度におけるデモクラシーの有無によって、どのような財政制度が選択され、それが個人の効用水準にどのような影響を及ぼすかを検討し、中央集権的な財政制度はその効用水準の低下を招くことを論証している。

先行研究において共通して指摘されているのは、地方財政制度と財政調整制度とが相互に影響を及ぼし合う点である。なぜなら、財政調整制度は中央政府がイニシアティブを有していることから、中央統制が端的に表出する制度であり、結果として地方自治体の財政行動に影響を与えるためと考えられる。

そこで本論ではこの点に着目し、財政調整制度を理論的に捉え直すとともに、わが国の地方財政の状況を念頭におきながら、中央集権的な財政調整制度が地方財政制度にどのような影響をもたらすのかということを検討してみたい。

Buchanan (1950, 1974) のような個人レベルでの財政収支の視点を継承しつつ、先行研究でみられた地域間での財政調整に関する問題を明確にするため、本論ではMusgrave

(1961) で検討されているような地域間比較のアプローチを導入する。

(2) 本論において前提とする制度・概念

ここでは、次節以降の議論を明確にするため、本論で用いる用語、あるいは前提としている制度や概念を整理しておきたい。

(i) 地方分権地方財政制度

本論においては、完全な地方分権が確立している地方財政制度を「地方分権地方財政制度」とし、以下のように定義する。

- ① 地方自治体による、自主財源、自由裁量に基づく行財政運営を可能とする制度である。
- ② 歳入面では、地方税に関する課税対象及び税率を地方自治体が自由に決定でき、歳出についても支出額及びその対象を地方自治体が自由に決定できる制度である。
- ③ 初期状態では、中央政府によるいかなる財政調整（平衡交付金や各種補助金等）も存在せず、各地方自治体の財政支出は全て自主財源により賄われている。

(ii) 中央集権地方財政制度

中央政府による完全な統制のもとで地方行財政が展開される制度を「中央集権地方財政制度」とし、以下の通り定義する。

- ① 各地方自治体は、中央政府が決定したプランに従い、それぞれの住民に対して予め定められた水準の公共サービス（例えば、ナショナル・ミニマム・スタンダード）を提供する。
- ② ナショナル・ミニマム・スタンダードを供給するための財源となる地方税は、中央政府により課税対象、税率ともに規定され、全国一律の水準で徴税される。
- ③ ナショナル・ミニマム・スタンダードを提供するために地方税収入で不足する財源は、各地方自治体に対して中央政府が財政調整を行う。

(iii) 財政調整と所得分配

本論では、ある地域に居住する住民個人の財政収支の観点から、財政調整の影響について分析を行う。この場合、「財政調整」とは、いわゆる「所得分配」と概念的には近似したものになると考えられる。

そこで本論では、混乱を避けるため、両者を以下のとおり区別して取り扱う。

- ① 「所得分配」とは、「個人所得水準の均等化」を目的としたもので、税制や社会保障制度等を通じ、地方自治体の介在なしに中央政府単独の政策として実行するものである。
- ② 「財政調整」とは、中央政府による地方財政への関与を通じて、「地方公共サービスの供給水準を均等化」するものである。
- ③ 「公共サービスの供給水準の均等化」とは、個人の財政収支の観点からは、財政からの「便益の均等化」として捉え直すことができる。したがって、結果としてみれば、財政からの「便益の均等化」を図ることを通じて、実質的には個人所得水準が均等化されることとなる。

(iv) 財政調整制度

本論で想定する財政調整の手段は、地方自治体間の財政力の均衡化を図ることを目的とした「平衡交付金制度」を想定している。

例えば、平衡交付金の一類型であるわが国の地方交付税は、地方自治体に対して用途を限定しない「一般財源」として交付されることから、地方自治を阻害しない財政調整制度であるとされている。

しかし、交付金額の算定は中央政府により策定される地方財政計画に基づいており、その配分の際に複雑な基準が規定されていることから、実際の運用においては多分に中央集権的な側面を有している制度と考えられる。

3. 地方分権のもとでの財政調整の効果

本節では、完全な地方分権が成立している地方財政制度において、財政調整が実施されたケースを検討する。特に、財政調整が実施されることによって生じる中央統制の影響について考察する。

(1) モデルの前提

地方分権が徹底された地方行財政制度の典型は「連邦制」である。その特徴は、各地方自治体が完全に独立した存在であり、共通の純粋公共財（例えば、国防や外交）を提供するためにのみ連邦を組織する点にある。

ここでは、連邦制に限りなく近い、地方分権が確立されているある国家を想定し、そこで展開される財政調整の効果を検討する。

まず論旨の明確化のため、以下のような仮定をおく。

- ①中央政府と地方自治体の二段階の政府組織が存在している。
- ②地方分権地方財政制度が確立されており、初期状態では一切の財政調整は行われていない。
- ③中央政府は何らかの事情（例えば、地方公共サービスの供給水準に著しい地域間格差が生じ、国内の均衡発展を阻害する事態を招いており、中央政府はその是正を国民から求められているといった状況）により、平衡交付金による財政調整を行うことを決断したものとする。
- ④単純化のため、地方税は個人にかかる比例所得税のみとする。
- ⑤中央政府は、平衡交付金の財源を国税として比例所得税により徴収する。
- ⑥財政調整実施後においても、それ以前と同様に各地方自治体は独自の判断と権限で地方税を課税すること、あるいは地方税率を変更すること、地方公共サービスの水準を自由に決定することが可能であるとする。

(2) 地方分権のもとでの財政調整の効果

ここで利用する記号は以下のとおりとし、全て住民一人当たりの水準を示している。

- ・ Y_i : 地域 i における住民一人当たりの所得水準
- ・ \bar{Y} : Y_i の全国平均値

- ・ N_i : 地域 i の総人口
- ・ G_i : 地域 i における住民一人当たりの財政支出額
- ・ S_i : 地域 i における住民一人当たりのネットでの平衡交付金受取額
- ・ t_i : 地域 i における住民一人当たりの地方所得税率
- ・ \bar{t}_i : t_i の全国平均値
- ・ t_c : 平衡交付金の財源とするために中央政府が国税として課税する住民一人当たりの所得税率

平衡交付金の交付基準は、それを受け取る前の段階における当該地域の所得水準と全国平均との差異に求められる。

つまり、所得の全国平均値よりも居住する地域の所得水準が低い地域の住民は平衡交付金を受け取ることができ、逆に居住する地域の所得水準が全国平均よりも高い地域の住民は平衡交付金を受け取ることができないという制度を想定している。

ここでは地方自治体の総数を n 個、そのうち m 個の地域の所得水準が、全国平均以下であるとする（ただし、 $\frac{n}{2} > m$ ）。

このような前提を踏まえて、以下では、地方分権地方財政制度における財政調整の効果を分析する。

まず、地域 i における財政支出 G_i は、

$$G_i = t_i Y_i + S_i \quad (1)$$

ただし、 $i = 1, 2, \dots, m, m + 1, \dots, n$

となる。これは地域 i における地方所得税収 $t_i Y_i$ に、ネットの平衡交付金受取額 S_i を加えたものである。

ここで定義より、当該国内は平衡交付金を受け取ることができる地域 j と、平衡交付金の財源を供出する地域 k に分類される。

その受取額 S_j 及び支払額 S_k はそれぞれ、

$$S_j = \bar{t}_i (\bar{Y} - Y_j) - t_c Y_j \quad (2)$$

ただし、 $j = 1, 2, \dots, m$

$$S_k = - t_c Y_k \quad (3)$$

ただし、 $k = m + 1, \dots, n$

となる。

(2) 式の第一項は、所得の全国平均値 \bar{Y} と地域 j の所得水準 Y_j との差に地方所得税率の全国平均値 \bar{t}_i を乗じたもので、地域 j における平衡交付金の必要額を示している。

また第二項は、地域 j の所得 Y_j に国税率 t_c を乗じたもので、これは、平衡交付金の財源として中央政府が徴収した国税額を示している。第一項から第二項を差し引くことにより、

ネットでの平衡交付金受取額 S_j が得られる⁽¹⁾。

つまり (2) 式は、所得の全国平均値 \bar{Y} と地域 j の所得水準 Y_j との差によって生じる、地方自治体財政からの便益の均等化を意図した財政調整制度の姿を示している。

一方 (3) 式は、地域 k における所得 Y_k に国税率 t_c を乗じたもので、これは平衡交付金の財源としての支払額を示している。地域 k の住民は平衡交付金を受け取ることはできないため、住民個人の平衡交付金収支は支払い超過（符号はマイナス）となる。

そこで、当該国で必要とされる平衡交付金は、

$$\bar{t}_i \sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j = t_c \sum_i Y_i N_i \quad (4)$$

となる。

(4) 式の左辺は、各地域において必要とする平衡交付金額を集計したものであり、当該国の平衡交付金総額を示している。

一方右辺は、国内の総所得 $\sum_i Y_i N_i$ に国税率 t_c を乗じたもので、これは、平衡交付金の財源として全国から徴収される国税総額を示している。

ここで、(4) 式を国税率 t_c について解くと、

$$t_c = \frac{\bar{t}_i \sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \quad (5)$$

となる。

(5) 式の分子は、国内で必要とする平衡交付金総額、分母は国内の総所得である。したがって (5) 式において、国税率 t_c は、当該国内で必要とされる平衡交付金総額を満たすための国税率として改めて定義できる。

(5) 式を前述の (2) 式、(3) 式にそれぞれ代入すると、

$$S_j = \bar{t}_i \left[\bar{Y} - \left\{ 1 + \frac{\sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} Y_j \right] \quad (6)$$

$$S_k = - \left\{ \frac{\bar{t}_i \sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} Y_k \quad (7)$$

となる。

定義より、平衡交付金受取地域 j の所得 Y_j は、所得の全国平均値 \bar{Y} よりも低いことから、

(1) ここでは、平衡交付金の受取地域、非受取地域の区別なく、一旦中央政府が平衡交付金の財源として全ての国民から国税を徴収し、その後該当する地域に対してのみ平衡交付金を配分するといった制度を想定している。したがって、受取地域におけるネットの平衡交付金受取額は (2) 式が示すように、平衡交付金受取額から国税支払額を引いた額となる。

$$\frac{\sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} > 0 \quad (8)$$

となるので、(6)式より、ネットでの平衡交付金受取額 S_j は、当該地域の所得水準 Y_j が低いほど、また地方所得税率の全国平均値 \bar{t}_i が高いほど、多くなることになる⁽²⁾。

(3) 地方分権と整合的な財政調整制度

本節では、所得水準 Y_j の低い地域ほど地方自治体の財政力が弱く、地方公共サービスの供給水準が低いという想定に基づいている。つまり、ここで検討した財政調整とは、地方自治体財政からの便益の均等化を目的とした政策であると理解できる。

したがって、所得水準 Y_j の低い地域ほど、ネットの平衡交付金受取額 S_j が大きいということは、政策の意図を反映した制度が構築されていることを示している。

これを中央政府からみた場合には、平衡交付金受取地域 j の所得水準 Y_j 、地方税率 t_j (あるいは平均地方税率 \bar{t}_i) は、ともに操作できない変数であることから、財政調整を通じて地方自治体に対する中央統制を強化する余地は少ない。

一方、住民にとっては、所得水準 Y_j を低下させる、あるいは地方税率 t_j を引き上げることで、ネットの平衡交付金受取額 S_j を既に享受している以上に増加させたいという誘因はなく、財政調整制度が肥大化する可能性は低い⁽³⁾。

本節での検討結果は、地方公共サービスの供給と地方税負担の決定を地方自治体に委ねることで、地方分権を阻害することなく、一定水準の地方公共サービスの提供を担保することは可能であることを示している。

このような財政調整は、個人の財政収支の観点で見れば、財政からの便益の均等化を通じた所得再分配と類似の結果をもたらす点には留意すべきである。前述のとおり、本論では財政調整を個人所得の再分配と同一視してはいないが、中央政府の政策として公平性の観点から個人所得水準の均等化を図るという政策自体は否定されるものではない。

その意味では、財政調整とは、地方自治体財政からの便益の均等化を図ることで、実質的な意味で個人所得の水準を均等化する政策として捉え直すこともできる。

4. 地方財政制度と財政調整の関係

(2) 平衡交付金受取額がネットでゼロ ($S_j = 0$) となる地域については、

$$\bar{Y} = \left\{ 1 + \frac{\sum_j (\bar{Y} - Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} Y_j$$

という条件を満たす必要がある。定義より $(\bar{Y} - Y_j) > 0$ であることから、平衡交付金受取額がゼロとなる地域の所得水準は、当該国内の平均所得水準よりも低いことになる。

(3) 交付金受取地域の増税は、地方税率の全国平均値 \bar{t}_i を上昇させるが、その上昇幅 $\Delta \bar{t}_i$ は、当該地域の増税幅 Δt_j より小さいと考えられる ($\Delta t_j > \Delta \bar{t}_i$)。したがって、

$$\Delta t_j Y_j > \Delta S_j$$

となり、増税額の方が平衡交付金受取額の増加分よりも大きくなることから、住民の財政収支は悪化する。

(1) ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給と財政調整

前節で検討した財政調整制度の特徴は、地方公共サービスの供給と税負担の決定を、それぞれの地方自治体に委ねながら、財政上の能力格差を縮小させ、住民に対して一定水準以上の行政サービスの提供を可能とすることにある。

一方、現実にはわが国のように、財源ばかりでなく支出の内容、各種の施策を実行する権限に至るまで、中央政府の監督が細部に行き届いた、中央集権的な地方財政制度も存在している。

このような国における国民の多くは、公共サービスに対する選好の個人差は、小さいという感覚を有していると考えられる。そして、地方公共サービスについても国内全ての地域で同水準の公共サービス、いわゆるナショナル・ミニマム・スタンダードを享受することにより利益を得ると期待するであろう。

その結果、地方公共サービスは画一的で、地域差はほとんど無いように供給されるものと予想される。

こうした状況では、中央政府(中央省庁・官僚機構)は、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給を実現するため、地方自治体に対してイニシアティブを行使することになる。国民は、ナショナル・ミニマム・スタンダードの実現を保証するような中央政府の指導力の発揮を歓迎するであろう。

さらに、一部の地方公共サービスについては、それを提供する地方自治体の所管地域を越えて国内全域に広く利害を及ぼすため、中央政府がその費用を負担すべきであるという意見が主張されることも考えられる。

結果として、地方自治体が中央政府の指定する活動を引き受けることや、中央政府が奨励あるいは実現を希望する政策や事業の実施を条件として、地方自治体へ財源が提供されることになる。

中央政府によるこれらの政策は、地方公共サービスの相対価格の変化を生じさせることになる。競合するいくつかの地方公共サービスの選択に際して、中央政府からの財源による代替効果が作用し、中央政府が実施を迫る地方公共サービスは、ほとんどの地方自治体で実施されることになる。結果として中央政府の指導は実を結び、その意図する政策が実現するであろう。

(2) 地域間の財政力格差と財政調整

ここで問題となるのは、中央政府が提供する財源だけでは事業の実施に十分でない場合、地方自治体は不足する財源を独自に確保する必要が生じることである。

しかし、全ての地方自治体が事業を実施するのに十分な財政力を有している訳ではない。財源確保のためには地方税率の引き上げを必要とする地方自治体も少なからず存在するはずである。

これら「貧困」地方自治体は、中央政府が実施を割り当てた事業について、当該地域の住民の負担増加を回避あるいは抑制しながら実施するために、中央政府に対して追加的な援助を要求すると考えられる。

ここに至って、当該国内の全ての地方自治体が標準的な地方税率を採用するだけで、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給が実現するように、中央政府が地方自治体の財

政力の格差を縮小するための資金を提供するといった制度が構想されることになる。

それは例えば、地方自治体間の財政力の格差を是正することを目的とする、わが国の地方交付税制度のような「平衡交付金」といった制度である。このような制度では、わが国で見られるような「基準財政需要額」、「基準財政収入額」といった交付金の配分基準もあわせて求められることになる。

ここでは、基準財政需要額を、ある地方自治体においてナショナル・ミニマム・スタンダードを供給するために必要な財政支出額とする。一方、基準財政収入額は、当該地方自治体の支出総額に占める基準財政需要額の割合（算定率）を想定し、標準的な地方税率によって得られる地方税収入にその割合（算定率）を乗じて導出されるものとする。そして、その基準財政需要額と基準財政収入額との差額を「財源不足額」として、地方自治体へ平衡交付金が交付されるという制度を想定する。

こうした地方財政調整制度を前提とすれば、各地方自治体にとっては、基準財政需要額の引き上げを中央政府に要求することが合理的な戦略となる。

地方自治体による基準財政需要額の引き上げ要求は、平衡交付金総額に占める自らのシェア拡大を目指す活動であるが、全ての地方自治体が同様の活動を行うならば、結局は平衡交付金総額を拡大する要求へと至ることになる。

中央政府は対応可能な財源がある限りにおいては、平衡交付金総額の増額要求に応じるであろうが、もちろんそれには限界がある。

中央政府にとっては、例えば基準財政収入を引き上げること、すなわち基準財政需要を賄うために地方税収入を振り向ける割合（算定率）を引き上げることで、交付額を抑制することが可能である。

各地方自治体が地方税収入で行う地方財政活動には、基準財政需要として想定する財政支出の他に、各地域固有のニーズに対応するための地方財政支出がある。しかし、平衡交付金の交付額を抑制するためにその算定率を引き上げるということは、地方財政支出のほとんどが、基準財政需要をカバーするために支出されるという事態を招くことになる。こうした結果は、地方財政の支出・収入の両面で中央政府による統制が強化されることに他ならない。

5. 中央集権のもとでの財政調整の効果

以下では、前節で想定したような中央集権的な地方財政制度における財政調整の効果について、3節のモデルを修正して検証してみたい。

(1) モデルの前提

3節で検討した地方分権地方財政制度における財政調整の特徴は、各地域における地方公共サービスの供給と税負担の決定を、それぞれの地方自治体に委ねながら、財政上の能力格差を縮小させ、住民に対して一定水準以上の行政サービスの提供を可能とすることにある。

そこで本節では、完全な地方分権地方財政制度と対照的な、わが国のような中央集権的な地方財政制度における財政調整を検討し、中央統制との関係について考察する。

これまでと同様、論旨を明確にするために以下のような前提をおく。

- ①中央政府と地方自治体の二段階の政府組織が存在している。
- ②中央政府（国会の多数派及び中央省庁・官僚機構）は、中央・地方の財政関係を通じて、目標とする公共サービス（ナショナル・ミニマム・スタンダード）を供給する。
- ③ここで想定する国家では、地方で提供される公共サービスであっても、その水準について、民主主義的な手続きを経て選出された議員により構成される国会での承認を必要とする。一方、実際の行財政運営は中央省庁と官僚機構が担っており、国会と一体的に中央集権的な地方行財政制度を形成している。
- ④中央政府は、各地方自治体が独自に供給する公共サービスを含めて、各地域において提供される公共サービスの供給水準を均等化するために平衡交付金を支出する。
- ⑤単純化のため、国税、地方税ともに個人にかかる比例所得税のみとする。なお、国税については平衡交付金の財源としてのみ徴収されるものとする。
- ⑥各地方自治体は、支出の内容、地方税率について独自の決定権を有しておらず、中央政府が計画するナショナル・ミニマム・スタンダードの供給を担う機関として位置付けられる。

(2) 中央集権のもとでの財政調整の効果

本節で利用する記号は以下のとおりとし、全て住民一人当たりの水準を示している。

- ・ Y_i : 地域 i における住民一人当たりの所得水準
- ・ N_i : 地域 i の総人口
- ・ B_i : 地域 i における住民一人あたりの基準財政需要額
- ・ G_i : 地域 i における住民一人当たり財政支出額
- ・ S_i : 地域 i におけるネットの住民一人当たり平衡交付金受取額
- ・ t_s : 住民一人当たりの標準地方所得税率
- ・ t_c : 平衡交付金の財源とするために中央政府が国税として課税する住民一人当たりの所得税率
- ・ t_r : 各地方自治体の基準財政収入額を導出するための算定率

本節で想定する平衡交付金の仕組みは以下のとおりである。

まず、ある地域 i の地方自治体において、ナショナル・ミニマム・スタンダードを供給するために必要な財政支出額を基準財政需要額 B_i とする。

一方、地方自治体にはナショナル・ミニマム・スタンダードの供給が義務付けられており、財政支出総額のうち一定割合を支払う必要がある。このことは、地方税収入の一定割合が、ナショナル・ミニマム・スタンダード供給の財源となることを意味している。

ここで想定する基準財政収入額を導出するための算定率 t_r は、まず地方財政支出に占める基準財政需要額の割合（例えば75%）を求め、標準的な地方税率にその割合を乗じることで導出される。

したがって、基準財政収入額は当該地域の住民一人当たり所得 Y_i にこの算定率 t_r を乗じることで求められる。

平衡交付金の交付基準は、基準財政収入額 $t_r Y_i$ が基準財政需要額 B_i を下回る場合であ

り,

$$B_i > t_r Y_i \quad (9)$$

となる。

つまり、中央政府が決定する基準財政需要額 B_i よりも、基準財政収入額 $t_r Y_i$ が低い地方自治体に対して、住民に対する比例所得税により徴収された財源をもとに中央政府から平衡交付金が交付され、そのギャップを埋めるという制度を想定している。

地方自治体の総数は n 個存在し、うち m 個の地方自治体は平衡交付金の交付基準である (9) 式を満たしているものとする (ただし、 $\frac{n}{2} > m$)。

このような前提を踏まえて、以下では、中央集権地方財政制度における財政調整の効果を分析する。

まず、地域 i における財政支出 G_i は、

$$G_i = t_s Y_i + S_i \quad (10)$$

ただし、 $i = 1, 2, \dots, m, m + 1, \dots, n$

となる。これは地域 i における地方税額 $t_s Y_i$ に、ネットの平衡交付金受取額 S_i を加えたものである。

ここで定義より、平衡交付金を受け取ることができる地域 j と、その財源を供出する地域 k に分類され、その受取額 S_j 及び支払額 S_k はそれぞれ、

$$S_j = B_j - t_r Y_j - t_c Y_j \quad (11)$$

ただし、 $j = 1, 2, \dots, m$

$$S_k = - t_c Y_k \quad (12)$$

ただし、 $k = m + 1, \dots, n$

となる⁽⁴⁾。

(11) 式より、平衡交付金受取地域 j において、基準財政需要額 B_j から、地域 j の基準財政収入額 $t_r Y_j$ 及び平衡交付金の財源として徴収される国税額 $t_c Y_j$ を差し引くことで、ネットの平衡交付金受取額 S_j が導かれる。

一方 (12) 式より、地域 k の所得 Y_k に国税率 t_c を乗じたもので、平衡交付金会計への支払額が導かれる。定義より、地域 k の住民は平衡交付金を受け取ることはできないため、住民個人の平衡交付金収支は支払い超過 (符号はマイナス) となる。

そこで、この国で必要とされる平衡交付金は、

(4) ネットでの平衡交付金受取額がゼロとなる地域は、(11) 式より、

$$B_j - t_r Y_j = t_c Y_j$$

と示すことができる。ここで定義より $t_c \neq 0$ であるから、 $B_j > t_r Y_j$ となる。したがって、ネットでの平衡交付金受取額がゼロとなるのは、基準財政需要額 B_j が基準財政収入額 $t_r Y_j$ を上回っている地方自治体となる。

$$\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j = t_c \sum_i Y_i N_i \quad (13)$$

となる。

(13) 式の左辺は、地域jにおける平衡交付金の必要額（基準財政需要額 B_j と地方税額 $t_r Y_j$ の差）の全国合計であり、平衡交付金総額を示している。

一方右辺は、国内の総所得 $\sum_i Y_i N_i$ に国税率 t_c を乗じたもので、これは、平衡交付金の財源として全国から徴収された国税総額が示されている。

ここで、(13) 式より、

$$t_c = \frac{\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \quad (14)$$

となる。

(14) 式の分子は平衡交付金総額、分母は国内の総所得である。したがって(14) 式において、国税率 t_c は、当該国内で必要とされる平衡交付金総額を充足するための税率として改めて定義される。

この(14) 式を(11) 式、(12) 式にそれぞれ代入すると、

$$S_j = B_j - \left\{ t_r + \frac{\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} Y_j \quad (15)$$

$$S_k = - \left\{ \frac{\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} Y_k \quad (16)$$

となる。

ここで(9) 式より、交付金受取地域jの基準財政収入額 $t_r Y_j$ は、基準財政需要額 B_j よりも低いことから、

$$\left\{ t_r + \frac{\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \right\} > 0 \quad (17)$$

となる。

したがって(15) 式より、地域jの住民が受け取る平衡交付金交付額は、基準財政需要額 B_j が大きいほど、基準財政収入額 $t_r Y_j$ が小さいほど、また所得水準 Y_j が低いほど大きくなる。

基準財政収入額 $t_r Y_j$ を縮小するには、算定率 t_r を引き下げる必要があるが、その結果は、

(14) 式で示すとおり平衡交付金の財源である国税率 t_c の引き上げを招く。

このことは、(16) 式より、平衡交付金の財源を供出する地域 k に属している地方自治体から、平衡交付金受取地域 j の地方自治体への配分額を増大させることになる。

ここで、平衡交付金受取地域 j の財政支出 G_j は、(10) 式、(11) 式より、

$$G_j = B_j + \{ (t_s - t_r) Y_j - t_c Y_j \} \quad (18)$$

となる。

(18) 式の右辺第二項は、地方税収入 $t_s Y_j$ から、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給に必要となる基準財政収入額 $t_r Y_j$ と、平衡交付金の財源である国税支払額 $t_c Y_j$ を引いたものである。これは、平衡交付金受取地域 j において、地域固有のニーズに基づく地方公共サービスを提供するための財源を示している⁽⁵⁾。

一方、平衡交付金の財源を供出する地域 k の地方自治体における、平衡交付金財源へのネットの支出額 G_k は、(10) 式、(12) 式より、

$$G_k = t_s Y_k - t_c Y_k \quad (19)$$

となる。

本節の想定では、地域 k の地方自治体においても、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給は義務付けられている。そこで、地域 k における地方税額 $t_s Y_k$ から、ナショナル・ミニマム・スタンダードを達成するために必要な地方支出（基準財政需要額 B_k ）を引いたものを、当該地方自治体の余裕財源 R_k とすれば、

$$R_k = t_s Y_k - B_k \quad (20)$$

と定義できる。

この(20) 式を、地方税額 $t_s Y_k$ について整理すると、

$$t_s Y_k = B_k + R_k \quad (21)$$

となり、(21) 式を(19) 式に代入して整理すると、

$$G_k = B_k + (R_k - t_c Y_k) \quad (22)$$

となる。

(22) 式の右辺第二項は、余裕財源 R_k から平衡交付金の財源となる国税支払額 $t_c Y_k$ を引いたものである。これは、平衡交付金の財源を供出する地域 k の地方自治体において、地

(5) ここでは、(18) 式の右辺第二項が正となるように、標準地方所得税率 t_s が十分に大きいと仮定している。仮に右辺第二項が負とすると、平衡交付金受取地域 j に属している地方自治体の平衡交付金を含む収入総額は、基準財政需要額を賄うことができず、当該国内では平衡交付金制度は機能しないことになってしまう。

域固有のニーズに基づく地方公共サービスを提供するために支出される地方財政支出額を示している。

(3) 財政調整を通じた中央統制強化のプロセス

平衡交付金受取地域 j の住民の主たる関心は、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給水準に照らして、自身が受け取る地方財政からの便益がどうであるかという点に向けられるであろう。

したがって、平衡交付金受取地域の地方自治体の首長や住民にとっての合理的な戦略は、現行の地方公共サービスの供給水準が何らかの理由（過疎、寒冷地等）で「不十分」であることを主張し、中央政府にシヨナル・ミニマム・スタンダードの供給水準の引き上げを通じて、当該地域における平衡交付金受取額 B_j の増大、あるいは平衡交付金総額に占める当該地域の受取額のシェア拡大を求めることになる。

一方、平衡交付金を受け取らない地域 k の地方自治体の首長や住民は、中央政府に対して平衡交付金の交付基準の見直しを働きかけ、自らも平衡交付金受取地域の地方自治体グループに入ることができるように努めるであろう。

上記のいずれの行動も、中央政府にナショナル・ミニマム・スタンダードの供給水準、あるいは地方財政調整制度の見直しを求めるものであり、結果として地方自治体の活動に対する中央統制の強化を招くことを意味する。

一般に中央政府を構成する中央省庁・官僚機構は、各種ハードの整備を行う「事業官庁」と、公共サービスに関する国内計画の立案を行う「計画官庁」の二つに大別される。前者は自らの事業を実施するために予算確保・拡充を図ろうとし、後者は自ら事業を実施するのではなく、地方自治体に財源を提供し、事業実施を引き受けさせるとともに、地方自治体の活動を統制することを目指して行動する。

本論で想定する平衡交付金制度を前提とすれば、地方自治体の財政力は向上するとともに平準化しており、多くの地方自治体において、住民に対して追加的な地方税負担無しに、新たな地方公共サービスを供給することができるであろう。

そうであれば、計画官庁はその企図する計画を各地方自治体の実施するように誘導することは容易であると考えられる。

前述のとおり(14)式から、

$$t_c = \frac{\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j}{\sum_i Y_i N_i} \quad (14)$$

平衡交付金の必要額 $\sum_j (B_j - t_r Y_j) N_j$ の増大は、国税率 t_c の引き上げを必要とする。

しかし、平衡交付金の財源 $t_c \sum_i Y_i N_i$ は、中央政府予算の一部であり、その増大（国税率 t_c の引き上げ）には限界がある。

仮に国税率 t_c を一定とする条件のもとで、なお基準財政需要額 B_j の引き上げを図るとすれば、基準財政収入を算定するための地方税率 t_r を引き上げる必要がある。

前述の(18)式から、

$$G_j = B_j + \{ (t_s - t_r) Y_j - t_c Y_j \} \quad (18)$$

基準財政収入額を算定するための地方税率 t_r の引き上げは、独自の地方公共サービスを提供するための財源を縮小させることを意味している。

平衡交付金受取地域 j の地方自治体の財政支出は、主として基準財政需要を充足するための支出により構成され、結果として、更なる中央集権化が促進されることになる。

一方、平衡交付金の財源供出地域 k においては、ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給水準の引き上げによる基準財政需要 B_k の増大と、それに付随する国税率 t_c が上昇することで影響を受ける。

まず基準財政需要 B_k の増大は、(20)式より、

$$R_k = t_s Y_k - B_k \quad (20)$$

余裕財源 R_k の縮小を招くことになる。

一方、国税率 t_c の上昇は、(22)式で示すとおり、

$$G_k = B_k + (R_k - t_c Y_k) \quad (22)$$

右辺第二項部分である、地域 k の地方自治体における、独自の地方公共サービスの提供を縮小させることになる。

このように、中央集権地方財政制度のもとで実施される財政調整は、地方公共サービスの供給能力に関する地域間格差を縮小させる効果を有しているものの、その配分基準や配分方法の操作を通じて中央統制が強化され、中央政府の企図する計画の実現を地方団体に徹底させる手段になると考えられる。

つまり、地方財政と中央財政が一体的に運営され、地方自治体の判断による独自の財政運営は存在せず、それぞれがいわば車の両輪のようなものとして運営されていることを意味している。これはまさに今日のわが国の地方財政の姿そのものであり、中央財政と地方財政は不可分の関係にあることを表している。

6. 財政制度の選択と地方分権

(1) 地方財政制度の現実

前節で検討したタイプの平衡交付金は、当該国内の全ての地方自治体における地方公共サービスについて、ナショナル・ミニマム・スタンダードを実施させる機能を有している。

ひとたびその制度が導入されるならば、各地方自治体の首長や地方官僚、さらに住民は、平衡交付金制度の拡張を追求することになる。そして、これらのプロセスを通じて、ほぼ同水準の地方税制度と同内容の地方歳出(地方公共サービス)が、当該国内に普及すると想定される。

この状況に至れば、各地方自治体の財政活動(各地域で提供される地方公共サービス)は、個人の居住地選択や企業の立地選択に対して中立的なものとなる。個人や企業は、私的な活動を通じた所得水準の向上によって、自らの効用を最大化しようとするであろう。その結果、人口や産業が大都市圏へと集中することになると考えられる。

人口や企業の特定地域への集中が一定規模を越えれば、混雑や公害といった外部不経済を発生させることになる。当該地域では、それら不経済を緩和あるいは解消するように、地方公共サービスに対する住民の特別なニーズが生じることになる。

当該地域の地方自治体の首長や地方官僚は、これら特別なニーズに対処する必要があるが、中央集権地方財政制度(標準的な地方税率や画一的な地方財政支出)のもとでは、そうしたサービスを提供することはできない。そこで、当該地方自治体では特別なニーズに対処するため、追加的な税負担を住民に求めることになる。当該地域の住民や企業は、その追加的な税負担との関連で、提供される地方公共サービスの有用性を評価することになる。

このように、中央集権地方財政制度において、地方公共サービスはある状況まで画一化・標準化が進行すると考えられるが、地方自治体の裁量に基づく地方公共サービスの提供が完全に無くなる訳ではない。中央集権地方財政のもとであっても、時間の経過や状況の変化により、地方公共サービスの画一化・標準化とは逆の方向に進むこともあり得る。

その意味では、地方分権地方財政制度に比べれば地方分権の「程度」は小さいかもしれないが、中央集権地方財政制度であっても、地方自治体の裁量の余地は存在している。

現実には、完全な中央集権と地方分権の中間に存在しているのであり、そうした現状認識に立てば、中央集権システムのもとであっても、地方分権地方財政制度の構築に向けた取り組みは可能と言える。

(2) 地方財政制度の選択

地方財政制度の選択は、民主主義の政治制度のもとでは、政治過程を通じて決定されることになる。ナショナル・ミニマム・スタンダードであれ、基準財政需要額であれ、その内容を規定するのは政治過程である。

政治過程のアクターである政治家は、自己の選挙区に有利となるような制度の構築や、既存の制度を利用してより多くの資金を自己の選挙区に誘導することを試みるであろう。

このように政治家は自己の選挙区への利益誘導を通じて再選の可能性を高めるといった活動を行うと予想されるが、それは政治家として合理的な行動と言える。

当該政治家が自己に有利な制度を構築するには、議会において「多数派」を形成する必要がある。そこで、自らの選挙区を含めて、その制度によりメリットが生じると予想される選挙区出身の政治家とともに、多数派の形成を目指すことになる。ここでの政治決定ルールが単純多数決に基づくものであれば、彼らが目指すところは「過半数」の獲得である。

一方、政治過程で決定された制度の運用を担うのは、中央政府の官僚機構である。

彼らにとっては、所属する省庁の「権益」や「権限」の拡大が重要であり、地方財源の配分先がどこかということには関心が薄いと考えられる。むしろ、所属する省庁の利益に合致するならば、前述のような政治家の活動をサポートすることもあり得るだろう⁽⁶⁾。

(6) 公共サービスの供給に関する効率面での評価がない場合、官僚にとって経費削減を行うインセンティブは無く、自己の所属する行政組織の権限や予算の拡大を通じて、自らの給与、地位、影響力等の増大を追求すると

別所(2010)は、財政赤字の発生と政治過程に関する実証研究により、わが国の地方財政の規律維持について検討を行っている。

それによれば、地方自治体では財政赤字バイアスが存在しているものの、地方財政の規律維持の面で、中央政府から地方自治体へ出向する官僚が一定の役割を果たしていると指摘している。

しかし、財政部門を所管する総務担当部長に出向官僚を迎え入れている都道府県では、出向官僚を迎え入れていない都道府県と比べて、地方債残高・総支出が多くなっているとしている。

また、所属省庁別にみると、総務省からの出向官僚は、他省庁からの出向者に比べて、歳出削減や公共投資削減には貢献しているが、それは総務省が監督官庁として、地方自治体の財政行動を統制しようとしているためと推察している。

こうした研究結果をみると、中央集権システムのもとで、政治家や官僚の自己利益を追求する行動が合理的であるならば、運用面でそれを是正することは期待できないとみる方が現実的であろう。

特に、本論で検討した平衡交付金のような所得分配型の財政調整制度は、一般課税として徴収される国税収入を、特定地域に対して差別的に配分する制度に他ならない。こうした制度による所得再分配の究極は、多数による少数の搾取であり、多数派を形成する地方自治体群による、少数の豊かな地方自治体からの所得移転の常態化であろう。

本論で想定する政治過程が現実であるならば、こうした極端な政治決定が生じないようにするための改革の対象は、政治過程に参加している各主体の行動ではなく、政治決定のルールや選挙制度であるべきであろう。

(3) 地方分権の実現に向けたわが国の課題

これまでの検討を踏まえると、わが国において地方分権地方財政制度を構築するための改革としては、以下のような方向性が考えられる。

第一に、自己に有利な制度の構築を図る政治家の合理的な活動が多数派の形成だとすれば、そのコストが高くなるように、例えば単純多数決から2/3あるいは3/4といった政治決定ルールへの変更である。

第二に、国会議員の選挙制度の改革が考えられる。周知のようにわが国では、大都市圏と地方圏との間における「一票の格差」が存在している。そしてそのことが、多数派を形成する地方圏の地方自治体群による、少数の豊かな大都市圏の地方自治体からの所得移転を常態化させているとの批判がある。

寺井(2002)は、都市・地方間の一選の格差を是正する国会議員選挙制度改革が、わが国の中央政府による地域間所得再分配政策に与える効果についてシミュレーション分析を行っている。

それによれば、国会議員定数を人口に比例的に配分する選挙区割りの変更は、地域間所得再分配を縮小させる効果があり、そして地域間所得再分配の縮小は再分配前・後の所得をともに上昇させる効果があるとしている。

考えられる(Niskanen [1971])。

さらに、国会議員定数を人口に比例的に配分するように変更しても、それによって過疎地域のように人口の少ない地域が、必ずしも経済的に不利益を被る訳ではないことを指摘している。

こうした研究結果は、財政調整制度の縮小により、そこから得ていた利益が減少したとしても、制度維持コストの削減による所得上昇で相殺できることを期待させるものである。

第三に、中央集権地方財政制度の特質である、地方財政の支出と収入の非対称的な運営の改革が求められる。

前節で検討した中央集権地方財政制度では、全国一律の地方税制度を適用する一方、地方財政支出の面では、各地方自治体の地域構造に応じた差異が許容されている。つまり、一般的な課税による財源をもとに、特定地域へ差別的な利益をもたらすような支出を行う制度となっている。

そこで、特定地域への「差別的な支出」に「差別的な財源」を結び付けること、例えば財政調整の財源として「目的税」を導入することで、そうした状況を変えることができると考えられる。

一般的な租税論の視点では、目的税制度は税収の用途を拘束するため、政府の予算配分の効率性を損ない弾力的な財政運営を妨げることから、好ましい制度ではないとされてきた。これは「目的非拘束の原則」と呼ばれるもので、一般税による財源調達が正当化される根拠となっている。

しかし、ここで直面している問題は、一般税により調達した財源を差別的に利用しようとする弾力的な運用に起因しているのであり、特定の支出に対して特定の税がセットになることで、こうした運用を困難にする効果が期待できる。

納税者である各地方自治体の住民は、当該目的税の導入により、地方公共サービスの供給費用である支払税額と、そこからもたらされる便益とを直接比較することが可能となり、各々の費用・便益の収支計算を通じて、特定地域への差別的な支出に賛同しなくなる可能性がある。

7. おわりに

わが国においては、長年にわたって地方分権の推進が求められながらも、実質的な改革が進まない状況にある。その背景には、本論で検討したように、中央集権地方財政制度に内在する問題があると思われる。

このように考えれば、地方分権地方財政制度への移行には、財政調整制度の修正や運用の見直しといった表層的な改善ではなく、政治決定ルールの見直しといった根源的な課題設定が求められていると理解できる。

そのためには、ナショナル・ミニマム・スタンダードといった標準的な地方行政を縮小させるとともに、地方税を中心とするシンプルな地方財政制度を再構築し、各地方自治体が独自に地方公共サービスを供給できるように裁量の拡大を図る必要がある。

地方税は、当該地域固有のニーズに対して供給される地方公共サービスの対価として、当該地域の住民から徴収されるものである。ナショナル・ミニマム・スタンダードの供給を理由として、地方税収入をそれに振り向けるといった事態は、地方分権の姿とはかけ離

れたものである。

各地域独自の地方公共サービスの供給ニーズは厳然と存在しており、その供給量は中央政府が判断すべきものではない。

仮に国民がナショナル・ミニマム・スタンダードを要求するとしても、その供給のために地方支出をどの程度それに振り向けるかという決定は、各地域の住民の判断に任されるべきである。

標準的な地方行財政からの脱却は、そうした地方独自の取り組みの結果であり、わが国における地方分権地方財政制度を構築するための出発点になるものと考えられる。

最後に今後の課題について触れたい。

本論で想定したモデルは、国税と地方税ともに「所得税」を用いている。

歴史的に見れば、独立期のアメリカをはじめ多くの国々では、当初は土地や家屋に対する税、いわゆる資産税を中心とした地方税体系であった。

地方分権の徹底を提起するならば、財政調整の廃止はもちろん、資産税を中心とする地方税体系を前提としたモデルを構築する必要があると考えられる。

一方、白木(2013)でも指摘したように、現代の先進諸国では、資産税だけでなく、所得税さらには消費に対する税も含んだ地方税体系になっている。

それらの国では、資産税中心から、所得や消費に対する課税を加味した地方税体系へ移行する過程で、中央政府の関与(所得や消費等のデータ提供)を許容してきた経緯があると考えられる。

実際わが国においても、戦後直後の改革において地方分権的な地方行財政制度を目指したものの、結果として中央集権的な制度が形成されるに至った。このようなわが国の経験は、地方行財政制度の公共選択として興味深い。

これらに関して考察するには、例えば、戦後以降にわが国で実施された地方行財政、地方税等の制度改革をフォローする必要があるが、これらは今後の課題としたい。

参考文献

1. 麻生良文(2009)「水平的財政調整制度の役割について」『会計検査研究』No.39, 会計検査院。
2. 白木智昭(2013)「地方自治制度と地方税制度に関する研究」『Research Paper Series』No.63, 千葉商科大学経済研究所。
3. 白木智昭(2015)「地方財政制度と財政調整に関する研究」『Research paper series』No.71, 千葉商科大学経済研究所。
4. 宇田川璋仁(2010)「政治選択と財政の制度選択は連鎖する」『財政研究』第6巻, 日本財政学会。
5. 佐藤主光(2006)「政府間財政関係の政治経済学」『フィナンシャル・レビュー』第82号, 大蔵省財政金融研究所。
6. 寺井公子(2002)「選挙制度改革と地域間所得再分配」『日本経済研究』No. 46, 日本経済研究センター。
7. 林宜嗣(1999)「地方分権と財政調整制度」『経済学論究』第53巻第3号, 関西学院大学。

8. 別所俊一郎 (2010)「財政規律とコミットメント」『会計検査研究』No.42, 会計検査院。
9. 三井清 (2002)「地方財政調整政策と時間的整合性」『研究所年報』第19号, 明治学院大学産業経済研究所。
10. 持田信樹 (2007)「日本の政府間財政」『格差社会と財政』(日本財政学会編)有斐閣。
11. Buchanan, J. M. (1950) “Federalism and Fiscal Equity.” *American Economic Review*, Vol.40, No.4.
12. Buchanan, J. M., (1974) Who Should Distribute What in a Federal System?” in H. Hochman and G. Peterson eds., *Redistribution through Public Choice*, Columbia University Press.
13. Musgrave, R. A. (1961) “Approaches to a fiscal theory of political federalism,” in *Public finances: Needs, Sources, and Utilization*, Princeton University Press.
14. Niskanen, W. A. (1971) *Bureaucracy and Representative Government*, Aldine-Atherton.

(2016.1.20 受稿, 2016.2.22 受理)

〔抄 録〕

わが国では、長年にわたって地方分権の推進が求められながらも、実質的な改革が進まない状況にあるが、その背景には、中央集権的な地方財政制度に内在する問題があると考えられる。

本論では、わが国の地方財政の状況を念頭におきながら、中央集権的な財政調整制度が地方財政制度にどのような影響をもたらすのかを検討した。

地方分権が成立している状況と対比する形で、中央集権的な地方財政制度のもとで行われる財政調整の効果について考察したところ、わが国のような中央集権的な地方財政制度は、地方財政に対する中央統制を強化する可能性があることが明らかになった。

地方分権地方財政制度への移行には、財政調整制度の修正や運用の見直しといった表層的な改善ではなく、政治決定ルールの見直しといった根源的な課題設定が求められている。

そのためには、ナショナル・ミニマム・スタンダードといった標準的な行政を縮小させるとともに、地方税を中心とするシンプルな地方財政制度を再構築し、各地方自治体が独自に地方公共サービスを供給できるように裁量の拡大を図る必要がある。